

郡上市長 山川 弘保 様

提 言

令和8年3月24日

郡 上 市 議 会

本市議会では、郡上市議会基本条例前文において、「本市議会は真の地方自治の実現に向け自律し、政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策提言及び政策立案を積極的に行います。」と定めている。また、同条例第10条（政策提言及び政策立案）において、「議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策提言及び政策立案を行います。」と定めている。

この度、各常任委員会において調査・研究を行い、議会内での議論を経て、中長期的な視点から必要とされる政策について取りまとめたので、下記のとおり提言する。

記

（総務常任委員会）

1. 消防力の強化について

近年、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化に加え、救助・救急需要の増大や中部縦貫自動車道の大野油坂道路の開通による消防管轄の拡大など、消防行政が果たすべき役割は極めて多様化かつ高度化している。広大な市域と険しい地形という地域特性を抱える中、人口減少に伴う消防団員の不足や消防庁舎の老朽化、さらには遠隔地対応時の「消防力の空白化」による初動体制の脆弱性など、市民の安全を揺るがす構造的課題が顕在化している。

特に、令和11年春に予定されている中部縦貫自動車道の大野油坂道路の開通まであと3年と迫っており、管轄拡大に伴う事故対応能力の確保と、それに伴う既存市域の消防力低下の防止は、一刻の猶予も許されない喫緊の課題である。こうした状況をふまえ、次の事項に検討を進め、防災体制の整備を図られたい。

（1）多様な人材確保と組織強化

本市は広大な地形と人口減少に伴う消防団員不足、老朽化した消防署施設といった課題を抱えている。特に、気候変動による災害増加や中部縦貫自動車道の全線開通に備え、多様な人材確保が喫緊の課題である。女性消防吏員の増員と環境整備、経験者採用を戦略的に進め、組織の質を高め、急増する現場ニーズに対応されたい。

(2) 拠点再編と即応体制強化

広大な市域を南北に区分し、それぞれの地理的特性に合わせた拠点配置を行う。救急・救助資機材の整備、指揮隊の配置によって複雑な現場対応を強化。高速道路での対応に伴う初動遅れを解消するため、機動力を最大限に活用した計画を構築されたい。

(3) 危機管理と地域防災力の強化

消防団員の減少は、昼間帯の出動能力低下を招いている。郡上市消防団組織再編基本計画に基づき、1分団1部体制への集約化を加速。機能別消防団の導入で実効性ある地域防衛を確立し、全庁的な危機管理体制を再構築。財源確保や職員処遇改善も合わせて実施されたい。

(産業建設常任委員会)

2. 高品質、高付加価値米の生産体制の強化について

近年の地球温暖化の影響により、品質・収量への影響がみられる米づくりの状況下にあつてなお、「郡上の米は美味しい」という高い評価を得るためには、品種転換を通じた高温耐性品種の生産体制の強化が喫緊の課題である。こうした状況をふまえ、次の事項について検討を進め、持続可能な農業経営を確立されたい。

(1) 高温耐性水稻品種の選定を県、JAと進め、市内でも特に温暖化の影響が見られる南部地域から導入、推進されたい。

(2) 関係者との協議の場を設け、流通や価格の実態についての把握に努め、導入する高温耐性水稻品種の選定、販売のための参考とすること。さらに、その結果を踏まえ、より高価格での販売を目的とした販売ネットワークなどの仕組みづくりを進め、生産者、流通事業者や販売店との連携によるプロモーションなどを行うことで、市内外での郡上市産高温耐性品種米の安定的な販路確保に取り組まれたい。

(文教民生常任委員会)

3. 障がい児の放課後等支援体制の充実について

本市における障がいのある児童に対する放課後等の支援については、利用ニーズはあるものの職員体制や施設環境の制約により、希望どおりの利用日数や時間を確保できない状況が生じている。こうした状況をふまえ、次の事項について検討を進め、障がい児支援体制の充実を図られたい。

- (1) 放課後等デイサービス、日中一時支援、放課後児童クラブ等の利用状況や受入れ体制について、利用希望に対する受入れ状況や待機の実態、学校の長期休業期間における支援需要等について調査・分析を行うこと。その上で医療・福祉・教育の関係機関による協議の場を設け、障がいのある児童やその家族の意見もふまえながら、障がい児支援に係る役割分担や連携の在り方を整理し、支援の受け皿確保に向けた具体的な方策の検討を進めること。
- (2) 放課後児童クラブにおいて、個別の支援が必要な障がいのある児童等の受入れ体制の充実を図るため、加配職員の充実を図る等の支援策の在り方について検討を進めること。

4. 「郡上市文化財保存活用地域計画」の推進について

本市には、有形・無形の文化財がたいへん多く存在し、豊かな自然環境とともに、生活の中で息づく文化そのものが私たち郡上市の特徴であり、誇りでもある。この程、国の認定を受け、令和8年度から計画実行となる「郡上市文化財保存活用地域計画」は、市内の文化財を網羅し、深く広く調査研究のうえ、将来像や課題、方針、取り組みを示した文化財保存活用の憲章とも言えるため、本計画の確実な実行に努められたい。

- (1) 「郡上市文化財保存活用地域計画」の計画期間5年間を重点期間として、計画的、総合的に施策展開できるよう、早々に年度別実施内容やKPI（重要業績評価指標）、財源等を明らかにして具体的にスタートされたい。

郡上市議会基本条例第10条の規定により、以上のとおり提言する。

令和8年3月24日

郡上市議会議長

森藤 文男

郡上市議会副議長

田中 義久

郡上市議会総務常任委員会委員長

長岡 文男

郡上市議会産業建設常任委員会委員長

原 喜与美

郡上市議会文教民生常任委員会委員長

本田 教治